

一者応札・応募等事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立がん研究センター	
案件番号	3	
入札及び契約方式	一般競争（最低価格落札方式）	
契約の件名及び数量	感染性廃棄物等収集運搬・処分業務委託（収集運搬）1式	
契約締結日	2023年9月29日	
契約の相手方の商号又は名称等	日本メディカル・ウェイト・マネジメント株式会社	
入札経緯及び結果	2023年07月28日公告 2023年09月19日入札書受領期限 2023年09月22日開札	
一者応札・応募等の改善取組内容		
改善項目	状況	具体的な取組内容
①仕様書の見直し等	○	1都4県（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県）において、感染性廃棄物が処理可能な中間処理施設は19施設あり、うち同一施設内に焼却炉を2基以上保有している施設は、6施設に絞られるため、「同一施設内に2基以上保有」という条件を削除し条件を緩和した。
②業務等準備期間の十分な確保	○	感染性廃棄物については、業務等準備期間を確保することによる応札業者の増加が見込まれないため5日とした。
③公告期間の見直し	○	前回辞退した業者にヒアリングしたところ、公告期間については、十分とのごことであったため、前回契約と同様50日間の公告期間とした。
④公告周知方法の改善	○	官報掲載、ホームページ掲載及び院内掲示を行った。また、前回は東京都、神奈川県の1都1県に向けて周知していたが、今回は地域を広げて東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県の中間処理施設に声かけを行った。
⑤電子入札システムの導入	×	無
⑥業者等からの聴き取り	○	入札を辞退した業者にヒアリングしたところ、新規に廃棄物を受け入れる余裕がないとのごことであったため、次回は関東地域に限定せず、より幅広い地域の中間処分場に声かけを行うこととする。
法人における事後点検の結果講ずることとした措置		
処分場の要件で、これまでは余剰を持たせて「20t/日以上以上の処理能力を有すること。」としていたが、当センターの平均排出量が1.8t/日程度であることから「10t/日以上」と条件を緩和する。 また、これまで未実施だった入札説明会を開催し、部分的な再委託の利用やジョイントベンチャー方式の活用等のアナウンスを行う。		
契約監視委員会のコメント		
過大であった処分場の要件を緩和し、これまで未実施であった入札説明会を開催して、部分的な再委託の利用やジョイントベンチャー方式の活用等のアナウンスを行うこと。		
(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
処分場の要件を緩和するとともに、入札説明会を開催し、部分的な再委託の利用、ジョイントベンチャー方式の活用等を周知する。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小野 高史（監事）、近藤 浩明（監事）、長崎 武彦（外部有識者）、加藤 一郎（外部有識者）		

(注) 1. 「一者応札・応募等の改善取組内容」における「改善項目」は、平成21年7月3日事務連絡「競争契約における1者応札・1者応募についての改善方策等について（依頼）」に基づき各法人で作成した改善方策等を基に、適宜追加すること。

(注) 2. 「一者応札・応募の改善取組内容」における「状況」は、取組済の場合は「○」、取組未済の場合は「×」を記載。

(注) 3. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

一者応札・応募等事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立がん研究センター	
案件番号	4	
入札及び契約方式	一般競争（最低価格落札方式）	
契約の件名及び数量	感染性廃棄物等収集運搬・処分業務委託（処分）1式	
契約締結日	2023年9月29日	
契約の相手方の商号又は名称等	株式会社クレハ環境	
入札経緯及び結果	2023年07月28日公告 2023年09月19日入札書受領期限 2023年09月22日開札	
一者応札・応募等の改善取組内容		
改善項目	状況	具体的な取組内容
①仕様書の見直し等	○	1都4県（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県）において、感染性廃棄物が処理可能な中間処理施設は19施設あり、うち同一施設内に焼却炉を2基以上保有している施設は、6施設に絞られるため、「同一施設内に2基以上保有」という条件を削除し条件を緩和した。
②業務等準備期間の十分な確保	○	感染性廃棄物については、業務等準備期間を確保することによる応札業者の増加が見込まれないため5日とした。
③公告期間の見直し	○	前回辞退した業者にヒアリングしたところ、公告期間については、十分とのことであったため、前回契約と同様50日間の公告期間とした。
④公告周知方法の改善	○	官報掲載、ホームページ掲載及び院内掲示を行った。また、前回は東京都、神奈川県の1都1県に向けて周知していたが、今回は地域を広げて東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県の中間処理施設に声かけを行った。
⑤電子入札システムの導入	×	無
⑥業者等からの聴き取り	○	入札を辞退した業者にヒアリングしたところ、新規に廃棄物を受け入れる余裕がないとのことであったため、次回は関東地域に限定せず、より幅広い地域の中間処分場に声かけを行うこととする。
法人における事後点検の結果講ずることとした措置		
処分場の要件で、これまでは余剰を持たせて「20t/日以上以上の処理能力を有すること。」としていたが、当センターの平均排出量が1.8t/日程度であることから「10t/日以上」と条件を緩和する。 また、これまで未実施だった入札説明会を開催し、部分的な再委託の利用やジョイントベンチャー方式の活用等のアナウンスを行う。		
契約監視委員会のコメント		
過大であった処分場の要件を緩和し、これまで未実施であった入札説明会を開催して、部分的な再委託の利用やジョイントベンチャー方式の活用等のアナウンスを行うこと。		
(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
処分場の要件を緩和するとともに、入札説明会を開催し、部分的な再委託の利用、ジョイントベンチャー方式の活用等を周知する。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小野 高史（監事）、近藤 浩明（監事）、長崎 武彦（外部有識者）、加藤 一郎（外部有識者）		

(注) 1. 「一者応札・応募等の改善取組内容」における「改善項目」は、平成21年7月3日事務連絡「競争契約における1者応札・1者応募についての改善方策等について（依頼）」に基づき各法人で作成した改善方策等を基に、適宜追加すること。

(注) 2. 「一者応札・応募の改善取組内容」における「状況」は、取組済の場合は「○」、取組未済の場合は「×」を記載。

(注) 3. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。